

戦略的イノベーション創造プログラム運用指針 新旧対照表

改正後	改正前
<p>1. プログラム統括及びプログラム統括代理</p> <p>2. ～6. (略)</p> <p>7. 実施体制</p> <p>(1) 管理法人の活用</p> <p>○内閣府及び関係省庁は、予算執行上の事務手続きについて、<u>原則、課題毎に一の独立行政法人(以下「管理法人」という。)において、実施するものとする。なお、管理法人によらず予算執行したい場合は、あらかじめ内閣府に相談すること。</u></p> <p><u>○内閣府は、課題の内容と独立行政法人の業務内容について検討し管理法人を決定する。なお、研究開発計画の変更等に伴い管理法人を変更する場合においても同様の扱いとする。</u></p> <p>○管理法人は研究開発計画に沿って、研究責任者の公募、契約の締結、資金の管理、研究開発の進捗管理、<u>専門的観点からの技術評価(Peer Review)を用いた自己点検の実施</u>、PD等への自己点検結果の報告、関連する調査・分析などを行う。</p> <p>(以下略)</p> <p>(2) 研究責任者の選定</p> <p>(略)</p>	<p>1. プログラム統括及びプログラム統括代理</p> <p>2. ～6. (略)</p> <p>7. 実施体制</p> <p>(1) 管理法人の活用</p> <p>○内閣府及び関係省庁は、予算執行上の事務手続きについて、<u>独立行政法人(以下「管理法人」という。)を活用することができる。</u></p> <p>○管理法人は研究開発計画に沿って、研究責任者の公募、契約の締結、資金の管理、<u>研究開発の進捗管理、PD等への自己点検結果の報告</u>、関連する調査・分析などを行う。</p> <p>(以下略)</p> <p>(2) 研究責任者の選定</p> <p>(略)</p>

8. 研究開発成果の扱い

(略)

9. 評価

(1) 評価対象

① SIP の制度全体(以下「制度」という。)

i) 評価主体

(略)

ii) 実施時期

○ 事前評価、複数の研究課題開始後 3 年目の年度内に行う 中間評価及び終了時の評価(以下「最終評価」という。)とする。

iii) 評価項目・評価基準

(略)

iv) 評価結果の反映方法

○ 事前評価は、課題開始次年度以降の 計画に関して行い、課題開始次年度以降 の計画等に反映させる。

(以下略)

② 各課題

i) 評価主体

(略)

ii) 実施時期

(略)

iii) 評価項目・評価基準

8. 研究開発成果の扱い

(略)

9. 評価

(1) 評価対象

① SIP の制度全体(以下「制度」という。)

i) 評価主体

(略)

ii) 実施時期

○ 平成 26 年度の前行う事前評価、平成 26 年度末と平成 28 年度末に行う 中間評価及び終了時の評価(以下「最終評価」という。)とする。

iii) 評価項目・評価基準

(略)

iv) 評価結果の反映方法

○ 事前評価は、平成 26 年度以降の 計画に関して行い、平成 26 年度以降の 計画等に反映させる。

(以下略)

② 各課題

i) 評価主体

(略)

ii) 実施時期

(略)

iii) 評価項目・評価基準

「国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成28年12月21日、内閣総理大臣決定)」を踏まえ、必要性、効率性、有効性等を評価する観点から、評価項目・評価基準は以下のとおりとする。評価は、達成・未達の判定のみに終わらず、その原因・要因等の分析や改善方策の提案等も行う。

a)～e) (略)

f)平成29年度補正予算により開始した課題については、課題検討において課せられた「要件」(別紙)の達成状況

g)各課題の研究テーマ毎におけるTRL(Technology Readiness Levels)の達成状況

iv) 評価結果の反映方法

○事前評価は、次年度以降の計画に関して行い、次年度以降の計画等に反映させる。

○各年度の年度末評価では、必要に応じ課題や研究テーマの絞り込みや追加を行う。

(以下略)

(2) 結果の公開

(略)

(3) 自己点検

○評価の前に、課題ごとに、研究責任者が決まっている場合には研究責任者による自己点検を行う。さらに、PDの自己点検と 管理法人等による 専門的観点からの技術評価(Peer Review)を用いた 自己点検を実施 し、その結果をガバニングボードに報告するものとす

「国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成24年12月6日、内閣総理大臣決定)」を踏まえ、必要性、効率性、有効性等を評価する観点から、評価項目・評価基準は以下のとおりとする。評価は、達成・未達の判定のみに終わらず、その原因・要因等の分析や改善方策の提案等も行う。

a)～e) (略)

iv) 評価結果の反映方法

○事前評価は、次年度以降の計画に関して行い、次年度以降の計画等に反映させる。

(2) 結果の公開

(略)

(3) 自己点検

○評価の前に、課題ごとに、研究責任者が決まっている場合には研究責任者による自己点検を行う。さらに、PDと管理法人等による自己点検を実施する。

る。

(以下略)

10. その他

○管理法人は、SIP の事業費である交付金を通常の運営費交付金とは厳密に区分経理し、SIP の予算として適切に管理する。

○間接経費は、直接経費の 10%～15%を基本とする。

ただし、平成 28 年度以降に新規に採択された課題については、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(平成 26 年 5 月 29 日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に規定する間接経費に相当するものとして、30%以内の額まで配分できるものとする。

また、平成 27 年度以前に採択された課題についても、個別の事情に応じ、30%以内の額まで配分できるものとする。

○管理法人は、事業費の中から、サブPDや戦略 C に対し、SIP の業務を行わせるための委嘱又は雇用、関連する研究、調査・分析、広報活動の実施 やPDのサポート等に必要な者の雇用 を行うことができる。

11. 上記の他、SIP の推進上必要な詳細事項に関しては、内閣府において定める。

(以下略)

10. その他

○管理法人は、SIP の事業費である交付金を通常の運営費交付金とは厳密に区分経理し、SIP の予算として適切に管理する。

○間接経費は、直接経費の 10%～15%を基本とする。

ただし、平成 28 年度以降に新規に採択された課題については、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(平成 26 年 5 月 29 日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に規定する間接経費に相当するものとして、30%以内の額まで配分できるものとする。

また、平成 27 年度以前に採択された課題についても、個別の事情に応じ、30%以内の額まで配分できるものとする。

○管理法人は、事業費の中から、関連する研究、調査・分析、広報活動の実施を行うことができる。

11. 上記の他、SIP の推進上必要な詳細事項に関しては、内閣府において定める。

別紙

平成 29 年度補正予算により開始した課題の要件

- ① Society5.0 の実現を目指すもの。
- ② 生産性革命が必要な分野に重点を置いていること。
- ③ 単なる研究開発だけではなく社会変革をもたらすものであること。
- ④ 社会的課題の解決や日本経済・産業競争力にとって重要な分野
- ⑤ 事業化、実用化、社会実装に向けた出口戦略が明確（5年後の事業化等の内容が明確）
- ⑥ 知財戦略、国際標準化、規制改革等の制度面の出口戦略を有していること。
- ⑦ 府省連携が不可欠な分野横断的な取り組みであること。
- ⑧ 基礎研究から事業化・実用化までを見据えた一貫通貫の研究開発
- ⑨ 「協調領域」を設定し「競争領域」と峻別して推進（オープン・クローズ戦略を有していること。）
- ⑩ 産学官連携体制の構築、研究開発の成果を参加企業が実用化・事業化につなげる仕組みやマッチングファンドの要素をビルトイン